

平成 29 年度 岩屋町会議録

日時：平成 29 年 11 月 22 日（水） 場所：

出席者：

司 会：こんばんは。お疲れのところお集まりいただきましてありがとうございます。時間になりましたので町会をさせていただきたいと思います。区長より一言お願ひします。

区 長：こんばんは。昼間お疲れのところありがとうございます。こんなにぎょうさん参集していただきまして。本日は 3 つ 4 つ議題があるんですけども、よりももうそろそろ今岩屋町で一番大事なクリーンセンターの件で、今年一度もこの事について会をしてませんので、本日は私が説明するよりも主体となってます事務局の方から経緯を、今こういう状態ですよというのをわざわざ夜間ですけども来ていただいて説明会をさせていただくと。正式にはクリーンセンターと言ってますけども、名称は山辺・県北西部広域環境衛生組合の組合長が天理市長ですな、管理者か。本日説明会に来ていただきましたのは、事務局の方から川口事務局長さん、それと井上次長さん、始めちょっと経緯を説明していただいて一通り済みましたらその後もしご質問等あれば一通り済んだ後で、挙手願ってご質問願いたいなと思っております。そういう順序でいきたいなと思っております。また冒頭言いましたように後 3 つ 4 つ皆さんにお知らせしておきたいなという事項もありますので、最後まで宜しくご協力の程お願ひしたいと思います。それではお願ひします。

局 長：皆さんこんばんは。本日はお疲れのところ山辺・県北西部広域環境衛生組合が計画しておりますごみ処理施設の経過報告にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。岩屋町の住民説明会には平成 27 年の 6 月 20 日に、その時は天理市としてお邪魔をいたしました。それから日が経ちまして昨年 28 年度の 4 月 1 日から先程申しましたように山辺・県北西部広域環境衛生組合が発足いたしまして、今日まで至ってるわけですけれども、おかげ様で皆様のご理解とご協力のおかげで 27 年に説明をさせていただきました計画通り今のところは進んでおります。これから井上次長の方から経過報告についてご説明をさせていただきますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

次 長：事務局次長の井上でございます。それでは早速ですけれども、今日お配りの資料に基づきましてご説明の方させていただきます。まず 1 ページ目でございます。何故今建て替え広域化を計画するのか、その理由はというところなんですけれども、この辺につきましては平成 27 年の 11 月 1 日号の「町から町へ」に、このように折り込みをさせていただいております。そこから抜粋になるんですけども、簡単にご説明させていただきます。まず天理市の施設は今嘉幡町にございますけれども、昭和 57 年の施設でございましても既に 30 数年経っております。焼却炉につきましてはダイオキシン対策という事で平成 12 年に大規模改修をさせていただきました。その焼却炉につきましても耐用年数が約 25 年という

事で、もう既に 17 年も過ぎておるという事で今後 10 年以内に必ず長寿命化による大規模修繕か又は新設かというのを迫られておりました。その中で長寿命化による大規模修繕というのを行いましても 15 年間しか寿命がございませんので 15 年後には新設が必要という事になります。そうなりますと、やはり長寿命化によって大規模修繕したところで 5 年間だけしか施設の延命が出来ないという事で、並河市長が就任されまして新設に舵を切ったところでございます。現状の問題という事で、これも先程被りますけれども平成 36 年には今嘉幡の施設が耐用年数を迎えますので、ここまでに新しい施設を建設する必要がございます。今は構成市町村のところ 1 市 2 町 1 村という事で書かせてもらっております、天理市、川西町、三宅町、山添村という形で今処理の方行っております。ここから国又は県が広域化によるごみ処理施設を建設しなさいというような推進している流れがございまして、天理市といたしましても広域化によるスケールメリットを生かしました行財政効果というのが出ます。これくらいの施設になりますと発電、余熱利用施設等、ごみ資源の有効活用というのも可能になってきますので、ここで広域化をするという方向に舵を切ったわけです。1 市 5 町が参加という事で大和高田市、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町、河合町が新たに参加されるという事で平成 28 年 4 月 1 日に山辺・県北西部広域環境衛生組合が 10 市町村により設立いたしております。次のページ、大きな 2 番といたしまして、新ごみ処理施設の建設予定地という事でこれも皆さんご存じかと思います。ピンクの部分が焼却施設予定地で、全体が 2.5ha ございます。ただし台形状の土地ですので、実際に使っていける部分が 1.3ha、この部分については全て岩屋町の地番でございまして、その周りに一部櫟本町の地番があるところでございます。それと赤の部分なんですけれども、シャープさんのちょうど南側の所、ここが粗大・リサイクル施設の建設予定地でございまして面積的には 2.2ha という所でございます。場所的には天理市櫟本町になります。よく皆さんプラスチックの方溶かしたり焼却したりするんじやないかというようなご懸念はあるかと思うんですけれども、この施設は中間処理としてプラスチック、今月曜日集めているようにプラを選別させていただいて、それを業者に渡すというところまでですので、熱を加えて溶融するという施設ではございません。この両施設用地とも平成 28 年度に 60 年間の賃貸借契約を地権者と交わしておるところでございます。次に大きな 3 番、ごみ処理の参加市町村の区分という事で、先程 10 市町村によります広域組合という事でご説明させていただいたんですけども、それぞれのごみによりまして参加される区分が若干異なっております。まず可燃ごみ、焼却施設の方に参加されるのは先程ご紹介させていただきました通り 10 市町村全てが参加します。不燃・粗大ごみというのは 7 市町村が参加というところで、大和高田市、三郷町、河合町の 3 つにつきましては不参加という形になります。それと資源ごみにつきましては先程の不燃ごみから山添さんが今抜けておるという状況でございます。10 市町村の可燃ごみ処理施設に参加する人口規模といたしましては約 25 万人人口、粗大・リサイクル施設の方に参加されるのは 7 市町村で 15 万人人口という人口規模でございます。次のページにいきまして、丸 4 番施設の規模、これは焼却施設をそれぞれ粗大・リサイクル施設の両方にわけて書かせてもらっております。平成 27 年の 6 月にこちらの方にご説明に来させていただきました時は 340 t という事でご説明していたかと思います。

その後組合が発足いたしましてごみ処理の基本計画というのを作らせていただきまして、ごみの減量を 36 年稼働の施設に合わせましてごみの減量目標を立ててもう一度計算させていただきますと、処理能力は 284 t という事で若干小さくなりまして施設整備の方で 284 t という事で決定を現時点ではしておりますところでございます。それと、一番今協議事項に入っているのが、煙突の高さの所でございます。この辺につきましては 45m から 59m の範囲内で今新ごみ処理施設整備検討委員会、これ区長様にも入ってもらっておりますけれども、その中でご検討いただいて平成 29 年度中に決定していきたいとこのように考えておるところでございます。次に粗大・リサイクル施設につきましては、処理能力が 23.5 t という形に今しておるところでございます。取扱品目、これはほとんどが今天理市の方で分別収集しておる資源ごみまたは不燃ごみのとおりでございまして、10 市町村ござりますけれども、全てこのやり方に統一させていただくという事で、既に了解済みのところでございます。次に丸 5 番、新ごみ処理施設建設スケジュール予定という事で、平成 28 年 4 月に組合が設立しまして焼却施設、粗大・リサイクル施設両施設共平成 36 年の 2 月の運転開始を目指しておるところでございます。下の表はそれぞれのスケジュールを書かせてもらっております、まず環境影響評価これは 5 つの段階がございます。上から配慮書というのは平成 28 年度から 29 年度の頭にかけてこのような処理をしておりまして、今現在は方法書という所にかかっております。平成 30 年度にかけ現地調査、大気質の調査でありますとか水質の調査をさせていただきまして、それと合わせて準備書というのを作らせていただきます。この準備書というのは現地調査の結果に基づいてどのような影響が出るのかというのを実際にシミュレーションさせていただいて、また住民の方に公表の方させていただきます。最後に評価書というのを準備書でパブリックコメント等とさせていただいて、奈良県知事に評価書というのを 31 年度の最後にあげさせていただいて、特に問題がなければ環境影響評価 4 年間の評価が終了するという形でございます。その環境影響評価の下、施設整備基本計画これは 28 年度に終了しております、この基本計画受けまして、この赤囲みの所ですね、施設整備検討委員会、■ 区長入っていただいている検討委員会なんですけれども、ここで排ガスの自主規制値でありますとか、先程言いました煙突の高さとか焼却炉の能力でありますとか啓発施設をどうしようかというような所をご検討いただいてその結果に基づきまして、新ごみ処理施設の仕様書を決めていくという作業になります。実際には建設にかかるのがこの表で言いますと、黄色のバーの所です、32 年度の途中から 35 年度のほとんど最後までが建設期間でございまして、運転開始は 36 年の 2 月という今スケジュールでございます。最後のページになるんですけども、今現在はこの大きな事業が 3 つ今平行して事業進めております。まず一番上から環境影響評価、これ 4 年間かかりますけれどもこれは奈良県の環境影響評価条例に基づいて今やっていますアセスメントで、現在は方法書という所をやっております。この方法書につきましては、実際来年度から現地調査をするんですけども、その調査、予測のやり方を選定するという事で、今方法書の縦覧が終わって意見も出てきてその意見を整理して、今度奈良県の方の環境審議会にこちらの意見書を提出するというところでございます。なお岩屋町内におきましても、大気質の測定地点を 1カ所設けております。これが終わりましたら 30 年度、

31年度に準備書、31年度最後に評価書又はその評価書に基づいて実際の工事でありますとか施設が稼働した後、環境影響評価の事後調査という事で一旦評価書を出させていただいたシミュレーションと間違いがないか相違がないかという事も合わせて、稼働後も検討していくという事で環境評価の事業になっております。次に真ん中の所ですけれども、新ごみ処理施設整備検討委員会、先程言いましたように排ガスの自主規制値等を考えていただく委員会なんですけれども、これは平成29年度実施しておりますと今年度最後平成30年3月に答申を出していただく予定でございます。この表の通り3回の委員会と2回の専門部会を開催させていただきまして、今もう結構焼却規模の大きさとかその辺につきましてはご同意いただいたところでございます。また今度第4回の委員会がございますけれども、そちらで排ガスの自主規制値等を決定していきたいとこのように考えているところでございます。最後に一番下の所ですけれども、新ごみ処理施設周辺における地域振興等検討協議会、これにつきましても[]区長さんにお入りいただいております。何をするのかというところなんですけれども、組合が設置しようとしますごみ処理施設に関しまして周辺地域の整備に住民の意見を反映させていただく為、新ごみ処理施設周辺における地域振興等協議会を設置しておるところでございます。これにつきましては地元振興基金というのを組合の方で平成29年度から平成35年度にかけて11億円の基金を積み立てさせていただきまして、これを地域の振興に充てていくというところでございまして、これの使い道等をこちらの地元主導で行っておりますけれども、検討協議会の方で議論してもらっているところでございます。この検討協議会につきましては現在3回開催されたところでござりますけれども、事務局の方はオブザーバー的な形で出させていただいているんですけれども、まだ具体的に何に使うねやという所までは話が出来ていないというような状況でございます。以上で建設計画についての経過報告という事で説明を終わらせていただきます。

司 会：ありがとうございました。もしご質問等あればお願ひしたいなと思うんですけども。これについて何でも結構ですので、この機会ですので。

住 民：資源ごみの場所ありましたね、あそこの地目は何になってるんですか。

局 長：地目は雑種地だと思いますね。

住 民：調整ではないんですか。

局 長：調整区域です。

住 民：調整の雑種地。クリーンセンターの地目は何でしたっけ。

局 長：クリーンセンターの地目は用途でいきますと、第一種住居地域だったと思います。市街化区域の第一種です。

次 長：焼却ですね。焼却施設予定地が今。

住 民：いわゆるクリーンセンターの方は、第一種住居ですね。住居専用ですね。そしたらまず最初にこのリサイクルセンターの方の雑種地って言ったら、使用できるような業種はどんな業種なんですか。

局 長：今現在は先程言いましたように調整区域になっておりまして、施設建設できる状況ではございません。これから先程も申し上げたように環境影響評価を28年度から実施いたしまして、4年間かけて環境アセスの調査をするわけですけども、それに基づいて、県の審議会の検討をいただいて問題がなければ平成32年度からですかね、計画決定の変更の手続きを同時に行っていく予定をしておりまして、平成32年度の初めに都市計画決定を行う予定をしております。

住 民：そしたらその地目は何に変わるんですか。

局 長：地目というのは、市街化区域に変更して都市計画施設の建てられる用途に変更する予定でございます。

住 民：建物はどうなんですか。

局 長：どうと言いますと。

住 民：建物は建たないんですか。

局 長：建物が建てられる都市計画決定にしていこうというつもりでございます。

住 民：作業は先程は分別して、後何か業者に任すって仰いましたね。

次 長：リサイクル施設ですね。

住 民：それまでは建物の中で作業されるんですね。

局 長：分別作業とかいうのは全て建物の中で行うような計画をして参ります。

住 民：建物はどんな大きさの物なんですか。

局 長：まだ今はつきりと設計が出来ておりませんので、約5,000m²。

住 民：周辺に住居もありますんで、騒音とか臭いとかそんなんは無いんですね。

局 長：無いと言いますが、無いような施設を今検討しているところでございます。

次 長：外に漏れない、音はどうしても出るんですけども、外に漏れないような臭いとか音は。

局 長：今新しい施設を我々も計画いたしておりますけれども、特に今のところは問題ない施設が出来るというふうに思っております。

住 民：クリーンセンターの方も同様ですね。

局 長：そうですね、今の技術をもってすれば臭いも害もほとんどないというふうに計画したいと考えております。

住 民：そしたら、関係ないと言えば関係ないかも分からへんけども、名阪国道が出来た時に我々は色々考えて協力して立派な道路が出来て、車で出していくのには絶好の地点におるんですけども、現在生活しているには騒音とか粉塵言うんですかね、洗濯物なんかとか押入れの中にものを入れてもやはり砂埃が入ってるとかいうような公害が出てきてる、その時は分からなかつた。このセンターが出来て万一こういった今予測出来ひんような害が出来た時にどういう保障してくれるんですか。

局 長：今の段階では基本的にそういう事が起こらない施設を造るつもりではおりますけれども、万が一施設に因果関係が分かれれば当然それに見合う保障はせなあかんというふうに考えますけれども。

住 民：名阪出来た時にこの村でテレビが映らへんようなんで、共同アンテナを・・・のどこでやってもらつたんです。それが3年前の地デジに変わった時、これも問題になりましてやっぱり保障の形でやってもらつたんやから、僕は役員させてもらってた時に何らかの手助けをして欲しいという事で、国交省にお願い行つたんですけど、何回行っても、わしの管轄違う。わしの管轄違うって振り回されて、挙句の果てにNHKだけを紹介してもらつてほつたらかされてるわけですわ。それで、村の人にも村で一応いくらか負担して、全体の事やからね、しようやないかという事を内定したんですけども、やはりそこで反対される方もおりまして、結局全額自己負担でせなような結果になつてるんです。だから萬一なんか、これは一つの例にすぎないけれども、予測されへんようなあれが出た場合とか今のようなこういったものが出了時に、窓口すら教えてくれへんのですよ。

局 長：ですから、焼却施設なりリサイクル施設に係わるものについては、そういう事がないよ

うな施設を造ろうと考えておりますし、万が一この施設によって影響が出るものであれば、先程申しましたように何らかの対応はさせていただかなあかんとは思いますけれども、それ以外の先程地元振興基金 11 億積み立てておるという部分がございますので、そういうたのもも地元で纏めていただきご利用いただけたらとは思いますけれども。

住 民：これは市長さんがこうやってご説明いただいたて、その時から天理市のごみだけじゃなくて他の市町村もありますよという事で、ほのめかして帰られたと。実際「町から町へ」開けてみたら 2 市 7 町 1 村、こんだけになってますけど、確認なんですけどもこれ以上増える事はないのかなと。万一増えるとなるとごみはどこも困っておられる。ましてや焼却施設なんて一番嫌われ者だから、それをウェルカムしてるって非常に変わった村だなというのがあるんですけれども。これが増えるっていう事はあるんですか。

局 長：増えるという事はございません。今の計画で当然我々が他の所を受け入れるなんて事は考えてないし、考えられない話なので今申しました 10 市町村以外のものは入れる事ないです。

住 民：万一増えるちゅう話がもう起ころ事はあったとしても、多分持つて来られないっていう方もおられるとは思うんやけども。

局 長：例えば万が一、そんな話が出てきても住民の皆様方に納得していただいた上でないと出来ない。

住 民：もちろん事務局じやなくてトップの方が集まってやる会議の中で決まるものでもないという事ですよね。

局 長：当然住民説明会もさせていただきます。そんな事もないです、多分。

住 民：ごみ処理施設はいつまでここにある形になるんですか。今さっき言わせたら 60 年…。

局 長：要するに準備期間 10 年入れて、後 50 年は建物の耐用年数という事で 50 年は契約の中に入れさせていただいております。

住 民：50 年間は間違いなくあそこに出来るよと、まあ出来ればね。

住 民：天理教との契約も 50 年いう事ですか。

局 長：そうですね、同じ期間になっておりますので。50 年というのは準備期間入れて 60 年ですので、稼働は 50 年という事で。

住 民：施設は全国的にあんまり問題になってないと思うんだけど、交通がちょっとどうかなという懸念がありますんで。

局 長：ご指摘のように交通についても、他の市町村が入ってくるという事で、旧山辺以外の他の市町村についてはそれぞれの市町村で積替施設を造って、そこで集積をして大型車に積み替えて西名阪を使って、東インターで下りて焼却場に向っていくという事になっておりますので、交通量が増えると、確かに大型車が30台は増えますけれどもそれも時間毎に固まると渋滞になりますので、それぞれ時間を分けて運ぶような計画をしておりますので、ご心配の事はないと思います。ただ天理市のパッカー車はそのまま運んで参りますので、若干この地区については増える可能性はあります。

住 民：それはリサイクルセンター行く車も含んで30台ですか。

局 長：焼却は30台。リサイクル施設は5台か6台くらいの大型車がリサイクル施設に入っていますで、トータル35、6台が入ってくるという事ですね。天理市以外の車が。すみません、リサイクル施設15台です。

住 民：10台増えたやん。

局 長：すみません。

次 長：この15台には川西、三宅も含んでますから。天理市以外で15台ですね。

住 民：天理市のパッカーでどれくらい増えるんですか。

次 長：天理市のパッカー車で大体40台ですね。

住 民：1日40台。それ85台になるやん。どんどん増えていくやん。

局 長：天理市のパッカー車は午前中に運ばせていただいて、他の市町村については午後からの搬入となっておりますので重なる事はございませんので、40台と45台ですか。

住 民：今の車の話ですけど45台とかいうのは全て東インター通過ですか。

局 長：他市町村から車は市内を通らないという約束事になっておりますので、名阪を通って東インターから下りてそれぞれの施設に運ぶという事でございます。

住 民：今でも東インターっていうのは信号ややこしいですよね、通過が。そこに45台も出るっていう事は大変な事じゃないんですか。

次 長：一時に来るんではなくて。

住 民：じゃないけど、今でもかなりややこしいですよね、あのインターね。

局 長：下りてきてまっすぐ行くのと左へ曲がるとという事を仰ってるんですよね。それも、今は岩屋の方へ曲がれない状況の交差点になってるみたいなんんですけども、ちょっとその辺も協議はしてるんですけども。通行しやすいような形で。

住 民：いっぺん45台が多いか少ないかのその割合の為に、1日の通行量、例えば10万台通つて中の45台増えてあるのか、1日の通行量が100台しか通つてないのに45台増えるのか、それにしたら例えば1日10万台通つてますよと、あるいは1万台通つてますよと、その中で45台が非常に大きな負担になるのかどうかという交通調査していただいたら。前の道を。一般道を。

次 長：環境影響評価で主要な道の台数は全部測定します。

局 長：今仰っていただいた車の台数につきましては、環境影響評価の中で通行量も確認しますので、その内の40台が増えてどういう割合になるかっていう事もまたご説明させていただきたいと思いますので。

住 民：今現在で一番困っているのは、岩屋に帰ってくるのに歩行者に信号が全然優しくなくって途中で待たないと信号渡り切れないんです。普通の歩行者でも。だから高齢者はほんとにもう大変な状態なのに、あそこに車が増えるっていうのは凄いですわ。大阪みたいになる。信号の仕組みを教えていただくとか。

住 民：信号の仕組みを変えられるなら変えてもらうか、あるいは当然あの三角路のどこに信号一つ造つてもらうか。突き当たりのどこ。

局 長：信号とか、今言つてる時間の、警察の公安の、ご意見としてはお伺いしますけれどもなかなか我々だけで出来ませんので。

住 民：一応警察とも話し合いしていただかないと、その為に岩屋町が警察にっていう・・・そっちの組合の方でそういう交渉していただかないとやりにくいくらいからっていって岩屋町が直接行くわけにいかへん。

住 民：それは双方で行きます。

住 民：今でも何かほんとに信号・・・。

住 民：走って渡つたらええけど、もう歳やから走られへん。

局 長：歩行の時間が短いという事ですね。

住 民：歩行者用の信号が今現時点では一番困っています。

住 民：そのチェックしていただける時期をね、要は 26 日前後で大概、車がいっぱいなんですね。

局 長：天理教の大祭の関係ですね。

住 民：その時に重なると当然台数も増えますし、その時にある程度チェックしてもらえるような形をとってもらえたたらどうかなと思うんですけど、月次祭。

住 民：これ焼却炉、この前能勢の方見せてもらいましたやろ、あれは炉が 2 基でしたやろ、今回は何ぼですか。

局 長：それもね、今施設整備委員会の中で協議させていただいているところなんですけども、基本的には 2 炉になってくるであろうと。

住 民：ほなあの道路ずっと綺麗にしてもうたらええねん。今でもポール倒れてあるとことかいっぱいあるやろ。あれも綺麗にしてもうでな。あんまり 45 台っていうたらもの凄い多いわけちゃうから、してみたら。

住 民：2 基あそこに建てたとしたら、1.3ha の用地に 2 基建てたらあと余裕は残るんですか残らないんですか。

局 長：基本的には施設を建てて当然搬入車両は迂回できるような形を造りますので、そんな余裕はないですけれども、施設としては十分計画できる広さでございます。

住 民：そしたら搬入関係の車両の有効に使う場所のみいう事ですね。

局 長：そうですね、当然車が大型ですのでグルっとこう回つたりせなあきませんから、そういう部分も確保していくとそんな余裕がある場所ではないですけれども、計画としては十分いけると。

住 民：とにかく、運転を気をつけてもうたらええねん。無茶苦茶な運転しよる人おるからな、はっきり言うて。見てたらごみ収集の人は。何にもしやんとポンと止まつたりしはるから、そういうのなしにしてもうたらええねん、危ないから。

住 民：仰るとおり。

住 民：ちゃんと並んで。だからあの道に並ぶいう事はまずないし。

局 長：基本的にそういう事すると通行できませんので、そんな事がないような計画をしたいと思つてます。

住 民：ほんであそこに信号も付けてくれたらええねん。あの橋渡ってこっちのとこの道あるやん、三叉路のとこ。

局 長：あれはね、早くから信号の設置要望はしてるんですけども、なかなか県の警察の関係。

住 民：夜はまだええねんけどね、他の日はちょっとやっぱり怖い時あるしね。夜はライトで分かるねんけど、昼走ってたら分からへん。

住 民：警察はな、事故なかつたら動かへんねん。

住 民：事故さえなかつたらええねん。

住 民：事故なかつたら動かへんねん。事故あつたらすぐ信号つくねん。

住 民：この焼却施設は 24 時間稼働の年間年中フル稼働。

次 長：焼却施設については 24 時間連続運転をします。

住 民：それはもう正月も。

次 長：正月は今の幕幡でしたら、正月三ヶ日はお休みと思ひますけれども、正月以外は 24 時間連続運転になります。粗大・リサイクル施設につきましては 24 時間ではありませんので、8 時間の運転になります。

住 民：リサイクルセンターのさつき 2.2ha、これ建物建てられて車とか色々走つてなると思うんですけど、ここはこれでいっぱいですか。まだまだ余裕あるんですか。

局長：焼却施設の広さと比べれば、若干余裕はございますけれども、駐車場とか管理棟と言いますか、要するに事務所とかも計画しておりますので余裕っていうのがどういうくらいの余裕か分かりませんけれども、上よりは若干余裕をもった計画を出来るという事です。

住民：リサイクルセンターでの導入路はどうなるんですか。

局長：リサイクルセンターの導入路も同じように東インターを下りて、側道を走るという。

住民：それは何で東インターになるんですか。天理インターじゃダメなんですか。

住民：天理インターの方からの道路はあらんのか。

住民：さっき市内を通らないようについて約束やった。岩屋町は市内じゃないんですからっていう揚げ足取るような言い方するけどもね。例えば焼却炉は確かに分かれますよ、ちゃんと綺麗な市道があるし。リサイクルセンターはどっちも東インター。

局長：基本的には東インターを利用するという事で取り決めをさせていただいているという事なんですけれども。

住民：何で天理インターじゃないんですか。

局長：何でって言われると、基本的には東インターの、焼却施設には東インターを利用させてもらわないと、近いですので。それからするとリサイクル施設も分けるよりも同じ所で利用させていただいた方が。

住民：やつたらまた集中しますやん。

局長：集中するというか、それは時間帯で計画して配分するようにしておりますので。

住民：何でもかんでも岩屋へ持つて行けって。

住民：天理インターから入るのは出来ひんのかいなというのはね、東インターからこっち下りてきたらあの道が狭いねん。家建つとるし、私有地あるし、あの道狭いねん。あっから下りて橋もあるしやな、大概大きい車通つとる。せやけど、もう道カツカツや。私有地であろうが何であろうがダーツと入ってきて太回りしてくるさかいに、それがないようになるべく天理インターから入るのは出来ひんのかな。下の橋は絶対無理やで。あれそのうち突っ込んで事故じよるわ。一回やつとるからな。

住 民：まあ検討しといて下さい、貴重な意見ですので。

住 民：天理インターから下りるようになせな事故起こすで。

区 長：私も検討委員会に入らせていただいて、次長も事務局長もご存じなんんですけど、検討委員会で意見言うてんのは私8割方一人で意見言わせてもらってるのが一番よくご存じやと思うんですけども、委員会20人程いてますけど、一番一生懸命、村に害のないように・・・思って一番ご存じと思うんですけども、8割方僕一人で検討委員会では意見言わせていただいてますので、今後何かありましたら私の方に言うていただいたら、検討委員会で反映するように意見言わせていただくのが私の使命やと思っておるんで、どんな事でも結構ですんで、こういう機会1年に1回程しかないので直接事務局長とか次長さんには届かないとは思うんですけども、私を通じて検討委員会で発表させていただこうと思っておりますので、遠慮なしにどしどし日常どこであってもどんな事でも言っていただいたら、伝えようと思っておるんで宜しくお願ひしたいと思います。これで次の議題もありますので、これは第1目は終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

住 民：今後とも岩屋町の為に宜しくお願ひします。

事務局：こちらこそ宜しくお願ひします。

以 上

